

保守管理不備等の根本原因分析を踏まえた  
組織的要因等に関する確認結果の報告について

平成 22 年 7 月

東京電力株式会社

## 1. 概要

中国電力株式会社の保守管理の不備等の最終報告における根本原因分析により明らかとなった組織的要因や安全文化等に係る問題に対して、原子力安全・保安院の「中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備等の最終報告に係る各社への確認について（指示）」に基づき、同様な問題がないか確認した。

## 2. 確認結果

中国電力株式会社の保守管理の不備等の最終報告における根本原因分析により、次の3つの問題点が明らかとなった。

- (1) 原子力部門の業務運営の問題
- (2) 不適合管理の仕組みの問題
- (3) 安全文化に関する意識の問題

これらについて当社の状況を調査した結果、以下のとおり、いずれの問題に対しても適切な対応がとられており、同様な問題はないことを確認した。

### (1) 原子力部門の業務運営の問題

中国電力株式会社では、規制要求事項の変更について、速やかに対応してマネジメント出来る仕組みが十分でなく適切な対応ができなかったという問題があった。

当社においては、規制情報に対して、所管箇所が情報を入手した場合は、その内容に応じて、社内規定の変更等、対応の必要性を検討する仕組みが構築されている。また、その対応状況については、マネジメントレビューの中で確認している。具体的には、入手された規制情報について所管箇所が行政文書受信台帳に登録するとともに、対応の必要性を検討している。対応状況については、定期的に本店各部長が行うマネジメントレビューにおいて、所管する情報に対する対応状況を確認し、その結果を原子力・立地本部長が行うマネジメントレビューにて確認し、社長の行うマネジメントレビューのインプットとしている。

また、H15年の原子力関係法令改正に伴う保安規定への品質保証の取り込みの対応では、品質保証活動を推進する新組織として、業務の的確実施や業務におけるPDCAの推進と定着化について、横並びをはかりつつ積極的に推進する機能として、各発電所に品質・安全部を設置し機能強化を図っている。このように、規制要求事項の変更に対して効果的な業務を実施するために、長期的な検討が必要となる場合は、事前にプロジェクト体制を整え、トップマネジメントのもと取り組み体制の検討がなされている。

以上のとおり、当社においては規制要求事項の変更に関する情報を入手した場合は、速やかに対応し、その状況をマネジメント出来る仕組みを有しており、適切に対応が行われている。

## (2) 不適合管理の仕組みの問題

中国電力株式会社では、不適合管理が適切に行われず、また、不適合の判断が限られた箇所決定されるなど、不適合管理を適切、確実に行うための仕組みが不足していたという問題があった。

当社においては、H14年の原子力発電所における点検・補修作業に係わる不適切な扱いを契機として、不適合管理の仕組みを構築した。具体的には、建屋照明器具の故障等、軽微な不具合から法令違反に至るまで、明らかに不適合と判断出来る事象から判断に迷う事象まで、組織で発生、発見された不適合は速やかに報告することを奨励し、その醸成に努めてきている。また、報告された不適合は機械処理システムに登録し、副所長、運転部門、保全部門等多様なメンバーからなる「不適合管理委員会」において公正な立場で不適合グレード等の管理方針を決定するとともに、所管箇所が行う不適合処置、是正処置及び予防処置の実施状況について、期日管理をしており、適切に処理が行われるよう指導助言を行っている。

これら取り組みについては継続的に実施されていることから、不適合管理の仕組みは適切に機能している。

## (3) 安全文化に関する意識の問題

中国電力株式会社では、安全文化要素のうち「報告する文化」および「常に問いかける姿勢」が組織として不足していたという問題があった。

当社においては、H18年の発電設備に係るデータ改ざん等の再発防止対策として、「言い出す仕組み」を構築し、エラーを報告してもこれを責めない仕組みを構築するとともに、基本的行動規範として「安全と品質達成のための行動基準」を定め、失敗情報を重要視する価値観を明記するなど経営層から第一線現場の職員に至るまで上記行動基準の理念を共有し、日常業務で実践されるよう醸成活動に努めている。

更に、H21年度には、「安全と品質達成のための行動基準」の中に「安全文化の基本理念の7原則」を定め、その定着に向けて取り組みを開始したところである。具体的には、H22年度の安全文化醸成活動の計画において、日常業務と7原則の関連について討議するグループ討議や原子力安全に係わる事例を通じたケーススタディ等の活動を定め、7原則の理解と認識を高める活動を行っている。

これら取り組みについては継続的に実施されており、安全文化の醸成に

向けた活動は着実に行われている。

原則 1 : すべての職員が原子力安全に関与していることを自覚する

原則 2 : リーダーが自ら安全文化の原則を率先垂範する

原則 3 : 社内外の関係者の間に信頼関係を醸成する

原則 4 : 原子力安全を最優先した意志決定をする

原則 5 : 原子力発電に固有のリスクを強く認識する

原則 6 : 常に問いかける姿勢を維持する

原則 7 : 日々組織的に学習する

### 3 . 今後の対応

当社においては、中国電力株式会社が行った根本原因分析により明らかとなった問題については、いずれも適切な対応がなされており、同様な問題がないことを確認した。これらについては、今後とも、品質保証活動および安全文化醸成活動の中で、継続的に改善を行い、類似事象の発生防止に努めていく。

以 上